

第5回 がんとの共生のあり方に関する検討会 資料 令和3年12月23日

ライフステージに応じたがん対策

厚生労働省 健康局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の議題

- 1. 小児・AYA世代にあるがん患者とその家族への支援体制の整備について
- 2. 義務教育終了後におけるがん患者の教育支援について
- 3. 高齢がん患者の支援について

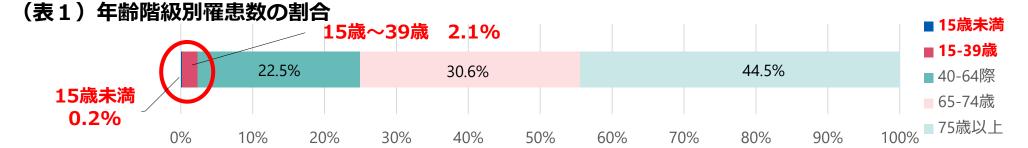
小児・AYA世代のがんの特徴

小児・AYA世代のがんは他の世代に比べ少ない。

10%

小児がんは白血病、脳腫瘍、リンパ腫などの希少がんが多く、30代では乳がん、子宮頸がんや大腸がんなど が多くなる。

※AYA世代とは、Adolescent and Young Adult (思春期世代と若年成人世代) のこと。



50%

60%

70%

80%

90%

40%

(表2) 罹患率が高いがん種([]内は全がんに占める割合_(※))

20%

30%

	1位	2位	3位	4位	5位
0~14歳	白血病	脳腫瘍	リンパ腫	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍	神経芽腫
(小児)	[38%]	[16%]	[9%]	[8%]	[7%]
15~19歳	白血病	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍	リンパ腫	脳腫瘍	骨腫瘍
	[24%]	[17%]	[13%]	[10%]	[9%]
20~29歳	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍	甲状腺がん	白血病	リンパ腫	子宮頸がん
	[16%]	[12%]	[11%]	[10%]	[9%]
30~39歳	女性乳がん	子宮頸がん	胚細胞腫瘍・性腺腫瘍	甲状腺がん	大腸がん
	[22%]	[13%]	[8%]	[8%]	[8%]

(※)国際小児がん分類(International Classification of Childhood Cancer) 第3版のグループに基づく悪性腫瘍の順位(ただし「その他の癌」は部位で分類)。がん種間の比較の ため、いずれのがん種も悪性の腫瘍のみ。

出典: (表1) 平成30年全国がん登録・罹患数・率報告

0%

(表2) 国立がん研究センターがん情報サービス 小児・AYA世代のがん罹患2. 小児・AYA世代のがん種の内訳の変化

ライフステージに応じた生活課題(小児・AYA世代)

- ライフステージの早い段階で発症し、治療期と心身の成長が重なり、長期にわたる合併症を起こすリスクがあ る。また晩期合併症のため、治療後も長期にわたりフォローアップを要する。
- 年代によって就学、就労、生殖機能等の状況が異なり、心理社会的状況も様々で、個々の状況に応じた多様な ニーズが存在する。



発症のがん

診断•治療

治療•長期健康管理

小児がん中央機関と拠点病院・連携病院の概要

アドバイザリー・ボード

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター

- ◎相談支援の向上に関する体制整備 (小児及びAYA世代のがん)
- 〇情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成(医師、看護師、心理士等)
- ◎小児がん拠点病院連絡協議会事務局

国立がん研究センター

- ◎情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- 〇小児がんの登録体制の整備 (院内がん登録実施支援)
- 〇人材育成(がん専門相談員 基礎研修、院内がん登録実務者)

小児がん拠点病院連絡協議会

地域ブロック協議会

小児がん拠点病院

小児がん拠点病院

小児がん連携病院(地域の小児がん診療)

小児がん連携病院 (特定のがん種等の診療)

小児がん連携病院 (長期フォローアップ)

小児がん拠点病院(平成31年4月指定)

一 小児がん拠点病院 全国に15箇所配置 北海道大学病院 東北大学病院 京都大学医学部附属病院 京都府立医科大学附属病院 大阪市立総合医療センター 埼玉県立小児医療センター 兵庫県立こども病院 国立成育医療研究センター 東京都立小児総合医療センター 神奈川県立こども医療センター 広島大学病院 九州大学病院 静岡県立こども病院 名古屋大学医学部附属病院 三重大学医学部附属病院

小児がん拠点病院の要件概要(平成30年7月31日見直し)

拠点病院の役割

地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者*に対しても適切に医療及び支援を提供する施設として、地域全体の小児・AYA世代のがん医療及び支援の質の向上に資すること、長期フォローアップの体制整備、小児がん連携病院の指定を含めた地域医療機関との連携、等の役割を担う。

* A Y A (Adolescent and Young Adult) 世代(思春期世代と若年成人世代)にあるがん患者とは、A Y A 世代で発症したがん患者とA Y A 世代になった小児がん患者。

拠点病院の要件

- ①診療機能 (集学的治療の提供、キャンサーボードの開催、長期フォローアップ体制、AYA世代にあるがん患者への適切な対応、生殖機能の温存の支援体制、緩和ケアチームの整備、小児がん連携病院や地域医療機関との連携、セカンドオピニオンの実施等)
- ②診療従事者 (放射線治療医師・診療放射線技師・薬剤師・認定看護師等の配置等)
- ③医療施設 (放射線治療機器の設置、集中治療室の設置等)
- ④診療実績 (新規症例数年間30例以上、造血器腫瘍年間10例程度以上、固形腫瘍年間10例度以上)
- ⑤ 小児がん医療について、外部機関による技術能力についての施設認定を受けた医療施設
- ⑥「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」を受講した医師及び看護師等医療関係者を配置
- ⑦相談支援センターの設置
- ⑧院内がん登録の実施
- ⑨臨床研究 (臨床研究専門部署の設置※、CRCの配置※等)(※は必須要件ではない。)
- ⑩療育環境の整備(保育士の配置、教育支援、プレイルームの整備、長期滞在施設の整備等)
- ⑪医療安全体制の構築

小児がん拠点病院施設整備事業

目的

小児がん患者に付き添う家族の宿泊施設や小児用のプレイルームといった生活の場を備えた小児がん専門病院を配置することで、小児がん医療の体制整備を図る。

事業内容

(1) 宿泊施設の整備

小児がん患者の家族等が宿泊し、病院での療養生活を送る小児がん患者に付き添える環境を整備する。

(2) プレイルームの整備

小児がん患者が病院での療養生活を送るうえで必要なプレイルームを整備し、心身の成長・発達及び医療従事者や家族と子どもとの間のコミュニケーション等を図れる環境を整備する。

実施主体

小児がん拠点病院

補助率

2分の1

令和3年度要求額

3,956百万円の内数(保健衛生施設等施設整備費補助金のメニューの一つ)

補助基準額

1施設当たり1億円





※広島大学病院ファミリーハウス(広島大学病院ウェブサイトより)

小児がん連携病院に求められる要件(平成31年4月指定)

	①地域の小児がん診療を行う連携病院	②特定のがん種等についての診療を行う連携 病院	③小児がん患者等の長期の診療体制の強化 のための連携病院
施設の 要件	標準的治療が確立しており均てん化が可能なが ん種について、拠点病院と同等程度の適切な医 療を提供することが可能であること。	(i) 特定のがん種について、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供することが可能であること。また、(ii) 限られた施設でのみ実施可能な粒子線治療等の標準的治療を提供していること。	小児がん患者等の長期フォローアップが可能な体制を有するとともに、患者の状態に応じた適切な治療が必要な場合、自施設において適切な治療を提供することが可能であること、また、自施設での対応が難しい場合には、拠点病院等適切な病院に紹介する体制を整えていること。
	小児がん医療について、外部機関による技術能力についての施設認定を受けた医療施設であること。	(i の場合) 当該がん種について、当該都道 府県内で最も多くの患者を診療していること。	_
	拠点病院に求められている「診療従事者」の要 件に準じた人的配置を行うことが望ましい	拠点病院に求められている「診療従事者」の要 件に準じて人的配置を行うことが望ましい	_
人的配置			一般社団法人小児血液・がん学会が主催する 「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに 関する研修会」を受講した医師を配置しているこ と。(※平成31年度中は、猶予)
医療安全	医療安全管理部門を設置常勤の医師、薬剤師、看護師を配置	医療安全管理部門を設置常勤の医師、薬剤師、看護師を配置	_
院内がん 登録	国立がん研究センターが提供する研修で認定を 受けている者を1人以上配置することが望ましい。	国立がん研究センターが提供する研修で認定を 受けている者を1人以上配置することが望ましい。	_

いずれの類型にも、下記が共通して求められる。

- (1) 拠点病院に求められている「病病連携・病診連携の協力体制」に準じて連携体制を構築すること。
- (2) 連携する拠点病院に現況報告を提出すること。
- (3) 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対して、拠点病院やがん診療連携拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと。
- (4) 相談支援の窓口を設置し、必要に応じて、拠点病院の相談支援センターに紹介すること。なお、小児がん相談員専門研修を修了した者を配置することが望ましい。

小児・AYA世代にあるがん患者とその家族への支援に関する取組の状況

取り組むべき施策	主な内容
①院内学級体制・宿泊施設の整備	• 小児がん拠点病院施設整備事業
②教育支援	• 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業
③ライフステージに応じた相談支援	小児・AYA世代の長期フォローアップ体制整備事業小児及び成人の拠点病院における支援と連携 (相談員研修、拠点病院連絡協議会相談支援部会の合同開催等)
④就労支援	がん患者等就職支援事業(平成25年度~モデル事業、平成28年度~全国展開)がん患者の就労に関する総合支援事業(平成25年度~、令和2年度改変)
⑤緩和ケア	小児の緩和ケアチームの整備緩和ケアチームのための小児緩和ケア教育研修 (日本緩和医療学会主催)

【厚生労働科学研究の取組】

期間	研究課題	研究代表
H30-R2	思春期・若年成人(AYA)世代がん患者の包括的ケア提供体制の構築に関する研究	清水 千佳子
R1-R2	小児がん患者に対する在宅医療の実態とあり方に関する研究	大隅 朋生
R1-	AYA世代がん患者に対する精神心理的支援プログラムおよび高校教育の提供方法の開発と実用化に関する研究	堀部 敬三
R2-	小児がん拠点病院等及び成人診療科との連携による長期フォ ローアップ体制の構築のための研究	松本公一
R2-	小児・AYA世代がん患者に対する生殖機能温存に関わる心理支援体制の均てん化と安全な長期検体保管体制の 確立を志向した研究 – 患者本位のがん医療の実現を目指して	鈴木直
R2-	小児がんの子どもに対する充実した在宅医療体制整備のための研究	大隅 朋生

第76回がん対策推進協議会「がんとの共生」分野における中間評価

(5) ライフステージに応じたがん対策 ①小児・AYA世代について

項目番号	中間評価指標	用いた調査	数値	参考数値
3051	小児がん拠点病院のうち院内学級体制・宿泊 施設を整備している施設の割合(※1)	2019年度現況報告	100%(15/15) (2019年度)	100%(15/15) (2018年度報告)
3052	治療開始前に、教育支援等について、医療従 事者から説明を受けたがん患者・家族の割合	2019年度小児患者体験調査 (問37)	68.1% (2019年度)	なし
3053	治療中に、学校・教育関係者から、治療と教育の両立に関する支援を受けた家族の割合	2019年度小児患者体験調査 (問39)	76.6% (2019年度)	なし
3054	家族の悩みや負担を相談できる支援が十分であると感じているがん患者・家族の割合(3003再掲)	2018年度患者体験調査(問30-2) 2019年度小児患者体験調査(問40-2)	成人: 48.7% [57.6%] (※ 2) (2018年度) 小児: 39.7% (2019年度)	成人: [37.1%] (2014年度調査)

^(※1) 新型コロナウィルス感染拡大による現場の状況を鑑み、2019年実績の報告は一部の医療機関を除き中止したため、小児がん拠点病院のみのデータとなっている。

^(※2)前回調査と比較するために、実測値に比較補正係数をかけた値。

⁽注) 項目番号3054の患者体験調査の対象となる患者は19歳以上。 項目番号3052-3054の小児患者体験調査の対象となる患者は18歳以下。回答者はその家族等。

1. 小児・AYA世代にあるがん患者と その家族への支援体制の整備について



小児・AYA世代の長期フォローアップ体制整備事業

現状と課題

- 小児・AYA (Adolescent and Young Adult) 世代(思春期世代と若年成人世代) のがんについては、<u>晩期合併症(※)に対処するために適切なタイミングでの告知やアドバイスが重要であること、小児がん患者・小児がん経験者は療養生活を通じた心の問題や就労・自立などの社会的問題を抱えている</u>ことから、<u>多職種協働のトータルケアによる長期間のフォローアップが必要</u>になる。
- 現在、全国15か所の小児がん拠点病院に長期フォローアップ外来が設けられているが、その体制は多様であり、対象患者、フォローの頻度、人員、支援内容等にバラツキが見られる。
- このため、「がん対策推進基本計画」(平成30年3月閣議決定)における個別目標として、国は、小児・AYA世代のがんの経験者が治療後の年齢に応じて、継ぎ目なく診療や長期フォローアップを受けられる体制の整備を進めることが掲げられている。

※晩期合併症・・・小児がんは、患者が発育途中であることなどから、成長や時間の経過に伴って、がんそのものからの影響や、薬物療法、放射線治療など治療の影響によって生じる合併症がみられる。これを「晩期合併症(晩期障害)」という。 晩期合併症は、小児がん特有の現象である。

成長・発達への影響	身長の伸び、骨格・筋・軟部組織、知能・認知力、心理的・社会的成熟、性 的成熟
生殖機能への影響	妊娠可能か、子孫への影響
臓器機能への影響	心機能、呼吸機能、腎機能、内分泌機能、消化管機能、視力・聴力
二次がん(抗がん剤や放射線治療により 別のがんが二次的に発生すること)	良性腫瘍、悪性腫瘍



出典:小児がん情報サービス(国立がん研究センター)

○ <u>小児がん拠点病院等で長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成する</u> ための研修プログラムや教材等を作成し、研修を実施する。

AYA世代にあるがん患者とそのご家族への支援に関する情報

■ AYA世代がん患者家族向けの冊子

AYA : Adolescent and Young Adult



AYA世代とは/AYA世代のがん/AYA世代の悩み /友達、恋人、家族のこと/学校のこと/仕事のこと/性と生殖のこと /お金のこと/治療が終わってから/家族、きょうだいの悩み

H27-29厚労科研「総合的な思春期・若年成人(AYA)世代がん対策のあり方に関する研究」班(研究代表: 堀部 敬三先生) 【URL】https://ayateam.jp/wp-content/uploads/2019/04/AYA.pdf 妊よう性温存療法に関する情報提供・相談支援

将来の出産をご希望の 患者さんへ(乳がん)

これからがんの治療を 開始される患者さんへ









H28厚労科研「小児・若年がん長期生存者に対する妊孕性のエビデンスと生殖 医療ネットワーク構築に関する研究」(研究代表: 三善 陽子先生) 【URL】 http://www.j-sfp.org/ped/index.html

全国AYAがん支援チームネットワーク がん診療連携拠点病院における多職種支援チームと 地域ネットワークのモデル構築

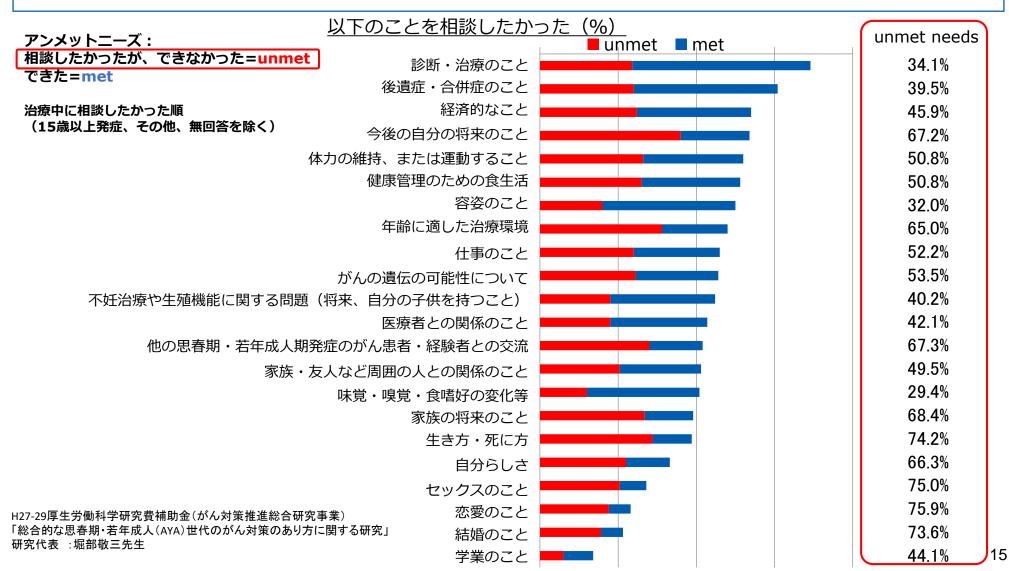


H30-R2厚労科研「思春期・若年成人(AYA)世代がん患者の包括的ケア提供体制の構築に関する研究」班(研究代表:清水 千佳子先生) 【URL】https://ayateam.jp/

AYA世代がん患者のアンメットニーズ

第1回小児・AYA世代のがん医療・支援のあり方に関する検討会清水参考人提出資料(2017.12.1)・一部改変

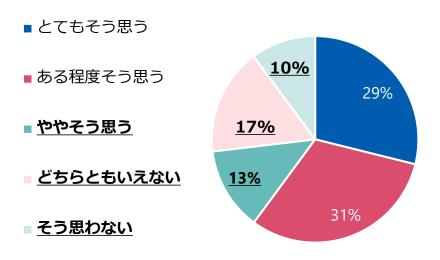
○ 15歳以上で発症したAYA世代にあるがん患者は、治療中に様々な不安や悩み等を持っているが、 医療機関で「相談したかったが、できなかった」と回答した人が少なくない。



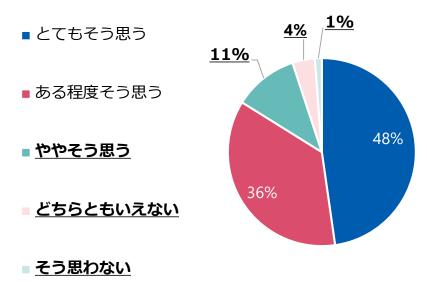
治療中の体験について:小児患者体験調査2019

○ 医療スタッフから年齢に応じた説明や生活上の留意点に関する情報提供が行われているが、 必ずしも十分な説明がなされているわけではない。

治療開始までに医療スタッフから患者に対して、 治療に関する年齢に応じた十分な説明があった割合



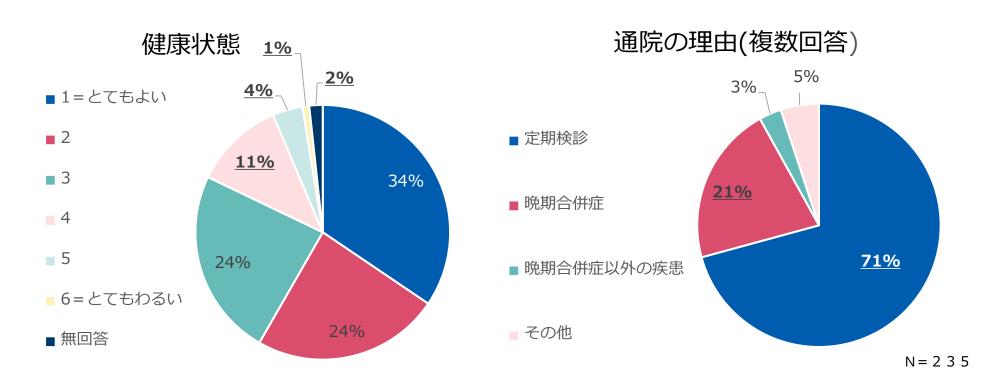
退院するまでに、生活上の留意点について医療スタッフから十分な情報を得ることができた割合



(注) 小児患者体験調査の対象となる患者は18歳以下。回答者はその家族等。

小児がん経験者長期フォロー支援について:小児AYA世代患者のQOL調査

○ 小児がん経験者のおよそ2割は健康状態がよくないとされており、9割は成人後も定期検診、 晩期合併症で通院している。



※調査条件:①調査時年齢20歳以上②自身の病気を理解している③質問紙調査参加に同意している

出典:厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業) 小児がん拠点病院等の連携による移行期を含めた小児がん医療提供体制整備に関する研究 分担研究報告「小児がん経験者を長期フォローし支援する研究小児AYA世代患者のQOL調査報告書」

本日の論点(案)

小児・AYA世代にあるがん患者とその家族への支援体制の整備について

<検討の視点>

- 小児・AYA世代にあるがん患者は、治療期と心身の成長が重なり、多様なニーズに応じた対応が求められる。
- 小児がん経験者は、定期検診や晩期合併症による継続的受診が必要であり、成人の診療を行う医療機関も含め、長期的にフォローができる体制整備が必要ではないか。
- 相談に係る課題として、小児がん患者に関しては小児がん拠点病院が整備されているが、AYA世代については その対応が明確化されておらず、医療機関で「相談したがったが、できなかった」と回答した患者が一定数おり、相談支援体制が必要ではないか。

く検討に当たってのポイント>

- がん患者とその家族が相談・情報にアクセスしやすい環境整備について
- 拠点病院等におけるニーズの把握と支援体制のための多職種連携、人材育成について
- 小児がん拠点病院等とがん診療連携拠点病院等の連携体制

2. 義務教育終了後におけるがん患者の教育支援について



第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月会議決定) 小児・AYA世代にあるがん患者の教育に関する記載概要

3. 尊厳を持つて安心して暮らせる社会の構築

- (5) ライフステージに応じたがん対策
- 小児・AYA世代について

(現状・課題)

• 小児・AYA世代のがん患者の中には、成長過程にあり、教育を受けている者がいることから、治療による身体的・精神的な苦痛を伴いながら学業を継続することを余儀なくされている者がいる。しかし、小児・AYA世代のがん患者のサポート体制は、必ずしも十分なものではなく、特に、高校教育の段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。

(取り組むべき施策)

- 国及び地方公共団体は、医療従事者と教育関係者との連携を強化するとともに、<u>情報技術(IC</u> <u>T)を活用した高等学校段階における遠隔教育など、療養中においても適切な教育を受けることの</u> <u>できる環境の整備や、復学・就学支援など、療養中の生徒等に対する特別支援教育をより一層充実</u> させる。
- 国は、小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップについて、晩期合併症への対応、保育・ 教育・就労・自立・心理的課題に関する支援を含め、ライフステージに応じて成人診療科と連携し た切れ目のない相談等の支援の体制整備を推進する。

小児がん拠点病院等の整備に関する指針

- 5 患者の発育及び教育等に関して必要な環境整備
- (1)保育士を配置していること。
- (2) 病弱等の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体虚弱等の特別支援学級による教育 支援(特別支援学校による訪問教育含む。)が行われていること。なお義務教育 段階だけでなく、高等学校段階においても必要な教育支援を行うよう留意すること。
- (3) 退院時の復園及び復学支援が行われていること。
- (4)子どもの発達段階に応じた遊戯室等を設置していること。
- (5) 家族等が利用できる長期滞在施設又はこれに準じる施設が整備されていること。
- (6) 家族等の希望により、24時間面会又は患者の付き添いができる体制を構築していること。
- (7) 患者のきょうだいに対する保育の体制整備を行っていることが望ましい。

- ○小児がん拠点病院においては、義務教育段階における教育支援の環境整備が進められているが、 義務教育以降の支援体制については必須としていない。
- ○具体的な支援方法等については定められておらず、支援する体制整備を求めている。

がん患者等の教育支援に係る主な施策の経緯

平成6年12月	「病気療養児の教育について」 (旧:文部省初等中等教育局長通知)
平成19年4月	「学校教育法」における特別支援教育の位置づけ
平成24年6月	「第2期がん対策推進基本計画」閣議決定 小児がん拠点病院の指定
平成25年3月	「病気療養児に対する教育の充実について」 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知)
平成28~30年度	入院児童生徒等への教育保障体制整備事業(文部科学省)
平成30年3月	「第3期がん対策推進基本計画」閣議決定 ライフステージに応じたがん対策として教育支援の取組推進
令和元年~ 令和2年度	高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業(文部科学省)
令和3年度~	ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実(文部科学省) 22

高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業



背景説明

近年の医学の進歩に伴い、入院の短期化、入院の頻回化、退院後も引き続き医療や生活規制が必要となるケースの増加等、病弱児の治療や療養生活は大きく変化している。

入退院を繰り返すケースが増加する中、義務教育段階では学習することができたが、高等学校段階になると地域や学校によっては学習できない例もあり、「第3期がん対策推進基本計画」(平成30年3月9日閣議決定)においても、小児・AYA世代 (※)のがん患者のサポート体制は必ずしも十分なものではなく、特に高等学校段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。

これらの状況を踏まえ、高等学校段階における入院生徒等に対する教育保障体制の更なる整備が求められている。

※AYA世代:思春期及び若年成人世代 (Adolescent and Young Adult)

目的·目標

各自治体において、在籍校、 特別支援学校、教育委員会、 病院等の関係機関が連携し、高 等学校段階の入院生徒等に対 し、個々の状況に応じた教育機 会の確保や復学支援を行う体制 の整備に関する調査研究を実施 する。

事業内容

委託先:都道府県·政令指定都市教育委員会等(5地域)

長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療や生活規制のため、通学が困難である、一時帰宅をする等の理由により自宅療養をする生徒に対する教育機会の確保・復学支援を実施

- 教師の派遣や学習支援員の配置による教育機会の確保に関する研究
- 遠隔教育の有効な活用方法、単位認定・評価に関する研究
- 保護者・医療機関・教育機関等の連携体制に関する研究

等



(委託先)北海道教育委員会、宮城県教育委員会、秋田県教育委員会、栃木県教育委員会、 神奈川県教育委員会、長野県教育員会、京都市教育委員会

令和2年度 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業



教育委員会における取組の成果

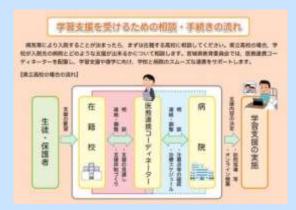
◆ 各教育委員会の成果報告書については、下記HPに公表しております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1409793_00003.htm

◆ 北海道教育委員会



宮城県教育委員会



◆ 栃木県教育委員会



◆ 京都市教育委員会



参考

◆ 独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所における成果物

◆ 「病気療養等により支援が必要な 児童生徒のための遠隔教育Q&A」





「入院児童生徒等への教育保障 体制整備事業」事例整理集



高等学校段階の病気療養中の生徒に対するICTを活用した遠隔教育

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実



ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 20百万円 行政機関 小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会の確保や復学支援がなされてこなかった、高 (連携を主導) 等学校段階における病気療養中等の生徒(※)に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方 法等の研究を実施。 ※ 長期入院又は入退院を繰り返す牛徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない牛徒等 連携コーディネーター 学習支援員・ ICT支援員 ① 病気療養中の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査 (遠隔授業) (ICT機器の整備状況、通信環境等) (情報共有・助言) ② 保護者・医療機関・教育機関等の連携による遠隔教育の教育環境整備に関する研究 ③ 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究 ④ 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究 病気療養 医療機関 の生徒 成果 調査研究事業の実績を踏まえ、優良事例集やマニュアルを作成し、他自治体に周知する。 高等学校、 委託 箇所数、 5箇所、400万円/箇所、 研究事業の実施に必要な経費 委託 教育委員会 対象経費 特別支援学校(高等部) 単価、期間 2年 校種 (謝金、委員等旅費、消耗品費等)

(委託先) 北海道教育委員会、宮城県教育委員会、栃木県教育委員会、神奈川県教育委員会、長野県教育員会、京都市教育委員会

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育(メディアを利用して行う授業)の 要件緩和について

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育(メディアを利用して行う授業)の要件緩和について



新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)(令和元年6月)

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件(<mark>受信側の教員の配置要件</mark>や<u>単位修得数等の上限</u>)を緩和。

遠隔教育(メディアを利用して行う授業※)の要件・留意事項

●対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

(27年告示第92号)

●単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき74単位のうち、36単

位を超えないものとすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、 その1/2未満までを上限とすること。

(学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項)

●受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置 (当該教科の免許保有者以外でも可)

(27年施行通知)

配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者 (27年施行通知)

病気療養中等の生徒に対する特例

●単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、<mark>上限を</mark> 超える単位修得等を認める。

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える 単位修得数等を認める。

●受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは 必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を 踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体 制を整えること。
- ◆ **配信側の教員は、**受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、**当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



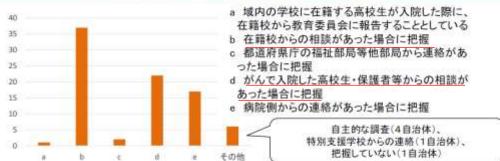




「がんを抱える高校生等の教育支援」に関する調査

- 4 7 都道府県および 2 0 の政令都市、計 6 7 教育委員会を対象
- 令和2年2月から3月に郵送で行った。
- 令和2年12月末時点で47の教育委員会(39都道府県、8政令市)

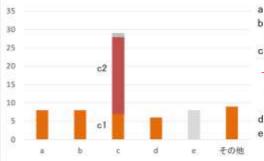
①がんで入院した高校生等の把握



②教育の機会を提供するための病院側との調整の主導者



③高校生等ががんで入院した時の教育の場



- a 病院に隣接・併設する特別支援学校(本・分校等)
- b 特別支援学校の教員による病院への訪問教育の 実施
- c 在籍校の教員が病院へ訪問して授業・支援を実施
- c1予め一定の支援体制を構築している
- c2予め一定の支援体制を構築しておらず、個々に 検討している
- d 通信制課程のある高等学校に転籍
- e 入院した高校生等の教育支援が実施できていない病院もある

④入院している高校生等への学習に関する支援状況



- a 病院で自習室等が用意されている
- b いわゆる院内学級の教員が支援している
- c 在籍校の教員を病院に派遣し授業を実施している
- d 遠隔教育を実施している。
- e テレビ放送等通信の方法を用いた教育(遠隔教育 を除く)の利用で支援している
- f 学習支援員・ボランティア(大学生等)が支援してい
- g 家庭教師などの派遣について支援している
- h 入院した高校生等に支援できていない病院もある

厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)

「AYA世代がん患者に対する精神心理支援プログラムおよび高校教育の提供方法の開発と実用化に関する研究」

本日の論点(案)

義務教育終了後におけるがん患者の教育支援について

く検討の視点>

- がん患者の教育支援は、特に高校教育の段階において取組が遅れていると指摘されている。
- 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件緩和が一定程度進めれてきたが、さらなる充実に向けどのような取組が可能か。
- 義務教育終了後の教育支援について小児がん拠点病院のみならず、がん診療連携拠点病院等においても支援が必要ではないか。

く検討に当たってのポイント>

- 入院時からの患者、そのご家族へのかかわりについて
- 治療と教育の両立に関する情報提供・相談支援のさらなる提供体制について
- 入院中においても教育機会の確保ができる院内環境整備について(例:ICT等の活用)
- 小児がん拠点病院、小児がん連携病院、がん診療連携拠点病院等との連携体制について

3. 高齢がん患者の支援について



第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月会議決定) 高齢がん患者の意思決定支援に関する記載概要

3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 (5)ライフステージに応じたがん対策

(現状・課題)

高齢者は、入院をきっかけに認知症と診断される場合や、既にある認知症の症状が悪化する場合があるため、がん医療における意思決定等について、一定の基準が必要と考えられるが、現状そのような基準は定められていない。

高齢者ががんに罹患した際には、医療と介護との連携のもとで適切ながん医療を受けられる事が重要であり、医療従事者及び介護従事者が連携し、患者とその家族の意思決定に沿った形で患者の療養生活を支えるための方策を検討する。

(取り組むべき施策)

- 国は、認知症等を合併したがん患者や、看取り期における<mark>高齢がん患者の意思決定を支援するための方策について、検討を行う。</mark>
- 国は、高齢のがん患者を支援するため、医療機関・介護施設等の医師、医療従事者及び介護従事者が連携し、患者とその家族の意思決定に沿った形で患者の療養生活を支えるための方策を検討する。

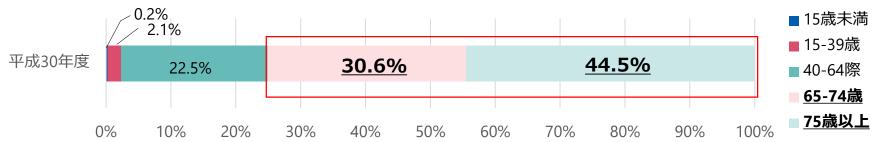
(個別目標)

• また、**高齢のがん患者の意思決定の支援に関する診療ガイドライン**を策定し、拠点病院等に普及 させることを検討する。

高齢がん患者の状況

○ 年齢階級別罹患数の割合では、7割以上が65歳以上であり、がんの罹患と年齢には 強い相関がある。

(表1)年齢階級別罹患数の割合



(表2)年齢階級別罹患率

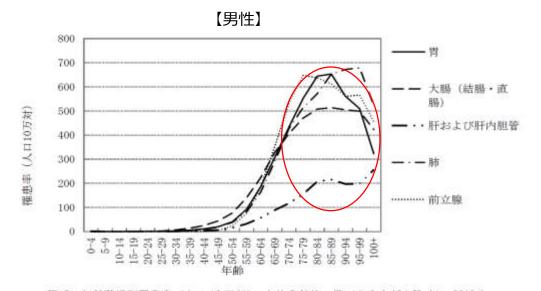


図 5 年齢階級別罹患率 (人口 10 万対);上位 5 部位、男(上皮内がん除く)、2018 年 Figure 5 Incidence rate (/100,000), by age-groups, Male (exclu. CIS) 2018

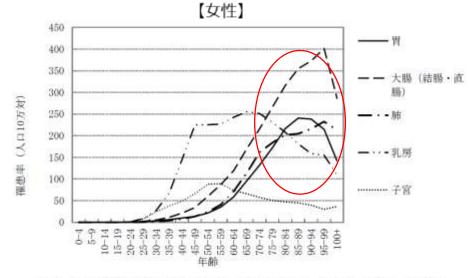


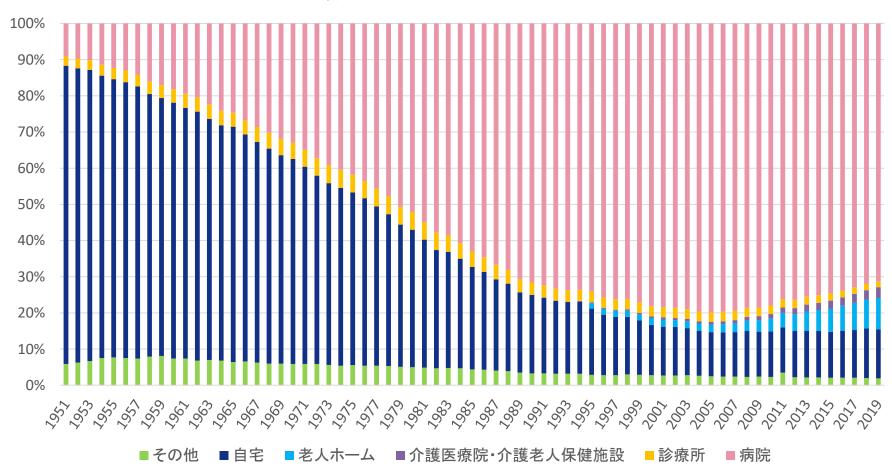
図 6 年齢階級別罹患率 (人口 10 万対);上位 5 部位、女 (上皮内がん除く)、2018 年 Figure 6 Incidence rate (/100,000), by age-groups, Female (exclu. CIS) 2018

出典:平成30年全国がん登録・罹患数・率報告

看取りに関わる状況

- 自宅等における死亡が減少し、医療機関における死亡割合が増加する傾向にあった。
- 近年、医療機関以外の場所における死亡が微増する傾向にある。

死亡の場所別にみた年次別死亡百分率



出典:2019年人口動態調査

高齢患者の特徴

- 認知機能低下により、身体症状や意思決定能力、治療のアドヒアランス、有害事象の管理など に影響を及ぼす。
- 認知症の進行により日常生活における支援が必要となる。

認知機能とケア

初期の段階から身体治療には影響を及ぼす

MMSE 24-30 MMSE 17-23 MMSE 10-16 **MMSE 0-9** IADL低下(社会生活に支障) ADL低下(日常生活に支障) **BPSD** 平衡感覚 サルコペニア 低栄養 低下 転倒 入院・治療への 家族が認知症に 適応に努力を要する 気づく セルフケアの促しが必要 セルフネグレクト せん妄の予防・対応 服薬管理、セルフケアへの支援・緊急時対応の支援 意思決定への支援 日常生活への支援

出典:小川朝生「あなたの患者さん、認知症かもしれません 急性期・一般病院 におけるアセスメントからBPSD・せん妄予防、意思決定・退院支援まで」

BPSDへの対応

<u>高齢者(65歳以上)でのアドヒアランス不良の原因について</u>

○経験したアドヒアランス不良の要因

N=207 (薬剤師:108、看護師:99)

	薬剤師(%)	看護師(%)
 保健医療システム・ヘルスケア チーム側(医療者側)の要因 	32 (29.6)	36 (36.4)
② 社会的・経済的要因	32 (29.6)	22 (22.2)
③ 病態に関連した要因	42 (38.9)	29 (29.3)
④ 治療法に関連した要因	68 (63.0)	55 (55.6)
⑤ 患者に関連した要因	94 (87.0)	93 (93.9)

○保健医療システム・ヘルスケアチーム側(医療者側)の問題と 考えられた経験(複数回答)

N=170 (薬剤師:91、看護師:79)

	薬剤師(%)	看護師(%)
医療者側の教育が不足していた (医療者の知識不足など)	16 (17.6)	24 (30.4)
医療者側の情報共有が不足していた	20 (22.0)	27 (34.2)
医療連携が不足していた (多職種や多施設との連携不足など)	27 (29.7)	29 (36.7)
服薬指導が十分ではなかった	38 (41.8)	43 (54.4)
経験はない	33 (36.3)	18 (22.8)
その他	3 (3.3)	1 (1.3)

○患者に関連した要因が問題と考えられた経験(複数回答)

N=201 (薬剤師:104、看護師:97)

	薬剤師(%)	看護師(%)
認知機能	77 (74.0)	80 (82.5)
身体能力	19 (18.3)	16 (16.5)
心理社会的ストレス	15 (14.4)	11 (11.3)
疾患と治療についての知識	47 (45.2)	54 (55.7)
病気と向き合う姿勢	41 (39.4)	31 (32.0)
負の結果を予期してしまう	16 (15.4)	12 (12.4)
治療への期待	13 (12.5)	18 (18.6)
経験はない	15 (14.4)	10 (10.3)
その他	2 (1.9)	1 (1.0)

出典:厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)

「高齢者のがん医療の質の向上に資する簡便で効果的な意思決定支援

プログラムの開発に関する研究」

高齢者の服薬アドヒアランスに関する実態調査

高齢者とがん治療

検診 診断 治療方針決定 治療 緩和ケアへの移行

受診

- ・進行してからの発見が多い
- 治療アクセス
- ・情報提供が不十分の可能性

意思決定に関する課題

- ・不適切な意思決定がなされている危険
- ・不適切な治療の差し控え

治療適応の判定

- ・治療医の臨床経験に基づく個々の判断が中心
- ・系統立てたリスク評価が未確立

支持療法

- ・手術(せん妄の発症、身体機能の低下)
- ・薬物療法(せん妄の発症、内服管理、緊急時の安全)

療養場所の選定

- ・認知症のBPSD対応とがん治療・緩和支持療法を同時に 提供できる施設が少ない
- ・緩和ケア病棟の受け入れを断られることがある
- ・家族への負荷増大

出典:小川朝生「認知症への対応と意思決定支援」

わが国の意思決定支援の現状

- 障害者の権利に関する条約(第12条 障害者の権利、意思及び選好を尊重)
- 成年後見制度利用促進法
- 成年後見制度利用促進基本計画(2017年3月閣議決定)

人生の最終段階における 医療・ケアの 決定プロセス に関する ガイドライン (改訂) 身寄りがない 人の入院及び 医療に係る意 思決定が困難 な に関するガイ ドライン

認知症の人の 日常生活・ 社会生活 における 意思決定支援 ガイドライン

障害福祉サービス等の提供 に係る 意思決定支援 ガイドライン

意思決定支援 を踏まえた 後見事務の ガイドライン

出典:厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)

「高齢者のがん医療の質の向上に資する簡便で効果的な意思決定支援プログラムの開発に関する研究」班提供資料一部改編

「高齢者のがん医療の質の向上に資する簡便で効果的な意思決定支援 プログラム開発に関する研究」

拠点病院における意思決定支援の 現状調査

- 医師・看護師・相談員の質的調査 【支援上の3課題抽出】
- 1. アセスメント方法を知らない
- 2. 本人・家族とのコミュニケーション
- 3. 制度・資源が利用できない

意思決定支援のプロセス評価開発・施行

- がん患者指導管理(イ)の面接
- 本人の能力評価 20%
- 能力強化(エンハンスメント)60%
- 合理的配慮 75%

に留まる



意思決定支援の手引きの作成

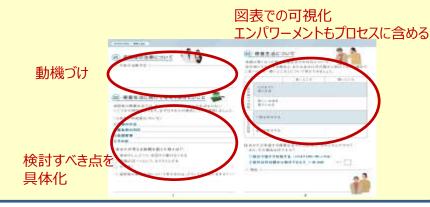
- 国の4本の意思決定支援ガイドラインをもとに がん診療に合わせてフローを示す
- ・ 実践上のスキルを提示

教育プログラムの開発

- 座学、グループワークで構成
- 2019.8月、12月に計3回試行

実践可能な支援用ツールの開発

- 意思決定支援のガイドラインに沿ったワークシート
- 患者と医療者が共同で埋めることで実践可能
- プロセスの可視化
- 療養生活・治療場面に沿ったバリエーションを用意



出典:厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)

高齢者のがん診療における意思決定支援の手引き

- 話しやすい場面で、わかりやすい言葉 で選択肢を提供する
- リラックスできる環境で説明する
- 言葉以外のコミュニケーション、うなずくことや手振り、笑顔からも読み取る
- 友人や家族が一緒にいるときに話し合う
- 繰り返し確認する(時間をおいて確認 する)
- 複数の人から尋ねる





(https://www.ncc.go.jp/jp/epoc/division/psycho_oncology/kashiwa/research_summary/050/020/index.html)

出典:厚生労働科学研究費補助金(がん対策推進総合研究事業)

「高齢者のがん医療の質の向上に資する簡便で効果的な意思決定支援プログラムの開発に関する研究」

本日の論点(案)

高齢がん患者の支援について

く検討の視点>

- 認知症等を合併した高齢がん患者や、看取り期における高齢がん患者のどのような課題に対し支援体制を進めるべきか。
- がん患者の7割以上が65歳以降で罹患しており、病状だけでなく、日常生活や認知機能なども踏まえた支援が必要である。
- 看取り場所として近年、医療機関以外の場所における死亡割合が微増する傾向であり、療養生活の場所を選択するにあたり、医療機関・介護施設等の医師、医療従事者及び、介護従事者が連携した支援が必要である。

く検討に当たってのポイント>

- 高齢がん患者に対する意思決定を支援するにあたり、厚労科研で作成した手引きの活用など、質の向上についてどのように推進すべきか。
- 医療機関・介護施設等の医師、医療従事者及び介護従事者が連携し、患者、家族の療養生活を支えるために、地域の実状に応じたネットワーク構築についてどのように推進すべきか。